

平成30年3月22日
於
府中市立教育センター

平成30年第3回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

平成30年第3回府中市教育委員会定例会議事録

- 1 開 会 平成30年3月22日(木)
午後2時00分
閉 会 平成30年3月22日(木)
午後2時47分
- 2 議事録署名員
教育長 浅 沼 昭 夫
委 員 松 田 努
- 3 出席者
教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 崎 山 弘
委 員 齋 藤 裕 吉 委 員 那 須 雅 美
委 員 松 田 努
- 4 欠席者
なし
- 5 出席説明員
教育部長 関 根 昌 一 文化スポーツ部長 五味田 公 子
教育部次長兼学務保健課長 堀 江 幸 雄 文化スポーツ部次長兼スポーツ振興課長
教育部副参事兼指導室長 伊 藤 聡 文化生涯学習課長 古 田 実
教育総務課長 志 摩 雄 作 図書館長 酒 井 利 彦
教育総務課長補佐 遠 藤 公巳明 図書館長補佐 青 木 眞 輝
学校施設課長 山 田 英 紀
学校施設課長補佐 藤 原 英 行
給食センター所長 時 田 浩 一
給食センター整備担当主幹 大 井 孝 夫
指導室長補佐 鈴 木 正 憲
学校教育指導担当主幹 日 野 正 宏
統括指導主事 田 村 貴代美
指導主事 棗 まゆみ
指導主事 田 中 繁 広
- 6 教育委員会事務局出席者
教育総務課係長 鈴 木 紘 美
教育総務課事務職員 松 本 万衣子

議 事 日 程

第 1 議事録署名員指名について

第 2 会期決定について

第 3 議 案

第 19号議案

府中市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

第 20号議案

府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第 21号議案

府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第 22号議案

府中市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

第 4 報告・連絡

- (1) 寄附の採納及び感謝状の贈呈について
- (2) 平成 29 年度（平成 30 年 4 月就学予定者）就学时健康診断受診結果について
- (3) インフルエンザ様疾患の現状について
- (4) 府中市立小学校特別支援教室の設置について
- (5) 子ども読書の日について

第 5 その他

第 6 教育長報告

第 7 教育委員報告

午後2時00分開会

教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、平成30年第3回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか松田委員をお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

傍聴許可

教育長（浅沼昭夫君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） お願いします。

第19号議案 府中市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第19号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

指導室長補佐（鈴木正憲君） ただいま議題となりました第19号議案「府中市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、また、文部科学省から提供のあった条例の参考例を踏まえて、文言整理のほか、所要の改正を行うものでございます。

それではお手元の議案書の新旧対照表により、改正内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、新旧対照表の1ページ・2ページをお開きください。初めに、第1条は「趣旨」の規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校運営協議会の新たな協議事項として学校運営に必要な支援が加わることから、その役割を明記するため条文を次のとおり改めます。「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者（当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。以下同じ。）及び当該学校の所在する地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むため、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、同条第2項から第9項までに定めるもののほか、同条第10項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。」とするものでございます。

次に、第2条につきまして、協議会設置の努力義務化を明確にするとともに、一定条件のもとで複数の学校に1つの協議会を置くことができる旨を、また、意見申出など権限が大きくなることを追加するため、見出し、指定の手續等を設置に改めるとともに、条文を次のとおり改めます。第1項として、「教育委員会は、府中市立学校のうち、次に掲げる事項を達成することができる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。」、第1号として「保護者及び地域住民等が責任をもって学校運営に参画し、地域とともにある学校づくりを行うこと。」、第2号として「学校と保護者及び地域住民等が連携・協力して、一体となって学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むこと。」、第2項として「教育委員会は、協議会を置くときは当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。」、第3項として「教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長並びに保護者及び地域住民等の意見を聴くものとする。」とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページ・4ページをお開きください。次に、第3条は「協議会の組織」の規定でございますが、法に規定があり規則上は不要のため、第1号から第7号及び第2項を削除し、「協議会は法第47条の6、第2項の規定により教育委員会が任命する委員20人以内をもって組織する。」と改めるものでございます。

次に、第5条は「委員の服務」の規定でございますが、第4号中「指定学校」を「対象学校」に改めるものでございます。

次に、第10条は「協議会の承認事項」の規定でございますが「指定学校」を「対象学校」に、「第47条の5第3項」を「第47条の6第4項」に改めるものでございます。

次に、第11条でございますが、法により教育委員会規則で意見の対象となる事項を定めることとされたことから、意見の申出等の規定を新たに規定するもので、第1項は「協議会は、第1条の協議会の設置の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由して東京都教育委員会に意見を述べるができる。」とし、第2項は「協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に意見を述べようとするとき、又は前項の規定により東京都教育委員会に意見を述べようとするときは、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。」とするものでございます。

恐れ入りますが、5ページ・6ページをお開きください。次に、第12条は第11条の規定の追加に伴い、条文が繰下がり見出し中「指定学校」を「対象学校」に改め、第1項中「当該指定学校」を「毎年度、対象学校」に改めるほか、点検評価以外は法に記載があるため第2項中、協議会の運営状況、協議会の協議内容等を削るものでございます。

次に、第13条、第14条は、第12条、第13条から条文がそれぞれ繰下がるものです。

次に、第15条は第14条から繰下がり、見出しを「指導及び助言」から「適正な運営の確保」に改め、第1項中「指定学校」を「対象学校」に、「把握するとともに」を「把握し」に、「行う」を「行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講ずる」に改め、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め

るものでございます。

次に、第15条を削り、第16条は「雑則」の規定でございますが「ほか、必要な事項は府中市教育委員会」を「ほか必要な事項は、教育長」に改めるものでございます。

最後に付則といたしまして「この規則は、公布の日から施行するものとする。」ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

齋藤委員、お願いします。

委員（齋藤裕吉君） 1ページのところにありますけれども、第2条で2つ以上の学校について1つの協議会を置くことができるようになったところは、こう見ても新しい部分かなと思うのですが、どのようなことを想定しているのか。この辺の想定されている内容があれば教えていただきたいと思います。

学校教育指導担当主幹（日野正宏君） 2校の協議会を1つの運営としてというところでございますが、今、委員ご指摘のとおり小中連携、一貫教育を意識したものでございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。では、続けてお願いします。

委員（齋藤裕吉君） この項目については、国の法律を加えた内容であるということでもあるわけですね。わかりました。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

那須委員、お願いします。

委員（那須雅美君） 確認させてください。この規定はその学校によって名称は違うかもしれませんがけれども、市内のコミュニティ協議会、あとスクールコミュニティ、その協議会に該当するものなのでしょうか。

学校教育指導担当主幹（日野正宏君） 本規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会ということで、文部科学省が推進するコミュニティスクールに該当するものでございます。したがって、府中版のコミュニティスクールにはこの規定は適用されません。

委員（那須雅美君） わかりました。では、東京版といわれる学校にのみ適用されるということでしょうか。わかりました、ありがとうございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それではご意見はございますか。よろしいですか。

それではお諮りします。第19号議案「府中市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第20号議案 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第20号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

(事務局朗読)

教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

指導室長補佐(鈴木正憲君) ただいま議題となりました第20号議案「府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴う文言整理のほか、学校給食センターの新規開設に伴い、所要な改正を行うものでございます。

それではお手元の議案書の新旧対照表により、改正内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、新旧対照表の1ページ・2ページをお開きください。初めに、第13条は「事務職員」の規定でございますが、学校教育法の一部改正に伴い、第2項中「校長の命を受け、学校事務等に従事する」を「事務をつかさどる」に改めるものでございます。

次に、現在の事務職員の状況に合わせるため、同条第3項中「課長補佐、主査及び次席」を「課長代理及び主任」に改め、同条第4項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同条第5項中「主査、次席」を「主任」に改めるものでございます。

次に、第14条はその他必要な職員及び職務の規定でございますが、文言整理のため、第1号中「学校事務」を「担当の事務」に改め、学校給食センターの新規開設に伴い自校調理方式校が統合され、学校に配置の必要がなくなったことから同条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とするものでございます。

最後に、付則といたしまして「この規則は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。この件につきまして何かご質問はございますか。

齋藤委員、どうぞ。

委員(齋藤裕吉君) 13条の第2の項目です。従来は「学校事務等に従事する」となっておった部分が、新しい規定としては「事務をつかさどる」と「事務」となっていて「学校」という文字等は抜けた形の表現になっているわけですが、これには背景としてどのような業務についての考え方の変更があったのか、説明していただきたいと思っております。

教育長(浅沼昭夫君) では、1点お願いします。

指導室長補佐(鈴木正憲君) それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

お答えに関しましては、文部科学省で行いましたパブリックコメントの回答を引用させていただきます。文科省の考えといたしましては、今回の学校教育法の改正は教育指導面や保護者対応等により、学校組織マネジメントの中核となる校長・教頭等の負担が増加するなどの状況にあって、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任を持って自己の担当事項として処理することとし、より主体的・積極的に公務運営に参画することを目指すものと回答されております。

また、あわせて事務職員の具体的な職務内容につきましては、地域や学校の実情等を踏ま

え、各教育委員会や各学校で判断すべきものと考えていると回答されております。

教育長（浅沼昭夫君） いかがでしょうか、意見について。

委員（齋藤裕吉君） わかりました。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それではご意見はいかがでしょう。よろしいですか。

それではお諮りします。第20号議案「府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第21号議案 府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第21号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

教育部次長兼学務保健課長（堀江幸雄君） それでは第21号議案「府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。府中市立幼稚園の管理運営に関する規則第7条第1項中の「平成10年文部省告示第174号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改めるものです。

改正の理由ですが、幼稚園の教育課程は幼稚園教育要領に基づいておりますが、平成29年文部科学省告示第62号が告示されまして、平成30年4月1日から施行されることにより、府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。

付則といたしまして、この規則は平成30年4月1日から施行いたします。参考といたしまして、次のページに新旧対照表を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

ご意見はどうでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りします。第21号議案「府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第22号議案 府中市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第22号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

給食センター所長（時田浩一君） それでは第22号議案「府中市教育委員会公印規程の

一部を改正する規程」につきましてご説明いたします。

議案書の新旧対照表をお開きください。本規定の改正の内容でございますが、学校給食費の公会計化に伴い、平成30年度より学校給食費納付通知書等の名義を教育長名で発行することとなりますが、パソコンから発行した際に公印の印影を使用するため、府中市教育委員会公印規程第12条に規定している電子印の使用につきまして、公印番号4、こちらが「府中市教育委員会教育長之印」でございます。及び公印番号21、こちらは「府中市教育委員会教育長職務代理者之印」でございますが、これらを条文に追加して規定するものでございます。

付則では、本規程を平成30年4月1日から施行することを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。ご質問ございますか。

ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りします。第22号議案「府中市教育委員会公印規程の一部を改正する規程」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

寄附の採納及び感謝状の贈呈について

教育長（浅沼昭夫君） それでは日程第4、報告・連絡ですが、報告・連絡（1）を教育総務課、お願いします。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、資料1「寄附の採納及び感謝状の贈呈について」をご報告させていただきます。

今回は4件ございまして、いずれも学校教育の振興に供するために寄附されたものでございます。1件目の寄附の採納先は、府中市立府中第一小学校でございます。寄附品は、アルトホルン2台、29万1,600円、ユーフォニアム2台、34万200円、トランペット1台、6万700円、寄附者は府中市立府中第一小学校PTA会長曾我祥信様、受領日は平成30年2月19日でございます。

2件目の寄附の採納先は、府中市立武蔵台小学校でございます。寄附品はパイプテント1張、12万5,193円、マルチひな壇、2セット42万9,840円、寄附者は府中市立武蔵台小学校創立50周年実行委員会実行委員長守田亨様、受領日は平成30年2月23日でございます。

3件目の寄附、採納先は府中市教育委員会でございます。内容は現金24万2,000円となっております。寄附者は一般社団法人多摩南部読売会府中支部、受領日は平成30年3月1日でございます。

なお、寄附金の使途といたしまして、寄附者が楽器の充実という意向を示していらっしゃいますので、その方向で予算措置を検討しております。

最後に4件目の寄附の採納先は、府中市立小学校各校でございます。寄附品は交通安全啓発下敷き2,760枚、12万4,200円、寄附者は一般社団法人東京都トラック協会、

受領日は平成30年3月20日でございます。

なお、府中市教育委員会表彰規程第10条の規定によりまして、委員会が適当と認めるときは感謝状を贈呈できることとなっており、取扱上10万円相当額以上の寄附を対象としておりますが、今回ご報告の案件のうち、2件目及び4件目については寄附者が感謝状受領について辞退のご意向を示しておりますので、贈呈しないことといたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。

崎山委員、どうぞ。

委員（崎山 弘君） 私の記憶違いだと申し訳ないのですが、3の件に関して、既に市の広報では楽器の種類も出ていたような気がするのですけれども、それと同じものでしょうか。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 実際の採納の手續としましては、3月1日で行われていたいておりますが、実はこの寄附のもとになりましたチャリティーコンサートがございまして、12月に行っておりました。早くからご寄附をいただくということでお話をいただいた中で、3月21日の広報でお知らせまで済ませたところでございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（1）について了承いたします。

平成29年度（平成30年4月就学予定者）就学時健康診断受診結果について インフルエンザ様疾患の現状について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（2）、（3）を一括して学務保健課、お願いします。

教育部次長兼学務保健課長（堀江幸雄君） それでは資料2に基づき、平成29年度（平成30年4月就学予定者）の就学時健康診断結果について、ご報告いたします。

対象者は男1,179人、女1,146人、合計2,325人で、受診者は男1,148人、女1,120人、合計2,268人でございます。男女合計での受診率は97.5%、見診者は57人ございました。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。平成30年3月1日現在の未受診者の理由でございますが、私立や国立学校入学は20人、就学相談は14人、市外・国外転出は8人、海外在住8人、インターナショナルスクール入学は2人、その他は5人となっております。その他の理由につきましては、都合により未受診等によるものですが、5人とも府中市立小学校へ入学予定となっております。

続きまして、資料3のインフルエンザ様疾患の現状についてご報告いたします。今シーズンにおける学級閉鎖は昨年12月5日から始まっており、平成30年2月28日までの状況で申し上げますと、学級閉鎖については幼稚園では発生しておらず、小学校で21校95学級、罹患者数は1,075人、中学校で8校23学級、292人となっております。学年閉鎖につきましては、小学校1校1学年、罹患者数は19人、幼稚園・中学校では発生しておりません。

昨シーズンの状況と比較しますと、学級数は12学級、罹患者数は183人の減となって

おります。現在、学級閉鎖をしている学校はなく、流行もおさまって落ちついてきております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡の（２）、（３）について了承いたします。

府中市立小学校特別支援教室の設置について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（４）を指導室、お願いたします。

統括指導主事（田村貴代美君） 府中市立小学校特別支援教室の設置につきまして、資料４に沿って報告いたします。

東京都特別支援教育推進計画に基づき、府中市立全小学校に特別支援教室を設置し、拠点校に配置された巡回指導教員による巡回指導を開始いたします。また、これに伴い、情緒障害等の通級指導学級を廃止いたします。

資料４の２、内容の表をご覧ください。特別支援教室は巡回指導教員を配置する拠点校と巡回指導を受ける巡回校があります。府中市におきましては、拠点校は府中第三小学校、府中第八小学校、府中第九小学校、住吉小学校、南白糸台小学校の５校、巡回校はそのほかの１７校となります。拠点校と巡回校の組み合わせは表のとおりです。特別支援教室の設置及び指導の開始は平成３０年４月１日からとなります。

報告は以上でございます。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。

齋藤委員、どうぞ。

委員（齋藤裕吉君） 私が以前にも質問したことがあることかもしれませんが、拠点校と巡回校の教室等の施設や設備面ではどうなるのかということをお教えいただきたいと思ひます。例えば、特別支援教室としての部屋をどう確保するか、備品や設備も含めて理科室とか図工室等の特別教室を転用するということがあるのかどうか、この辺の計画をお教えいただきたいと思ひます。

教育長（浅沼昭夫君） 施設等について。

統括指導主事（田村貴代美君） 教室につきましては、各学校のあいている教室を優先的に設置させていただいております。備品それから消耗品につきましては、前年度に当たりまず本年度中に都からの助成金も受けながら各学校に同じような備品、それから消耗品の配置を完了しているところで。

現在のところ、特別教室の転用というところは予定されておひません。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

委員（齋藤裕吉君） はい、わかりました。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告・連絡（４）について、了承といたします。

子ども読書の日について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（５）を図書館、お願いたします。

図書館長補佐（青木眞輝君） それでは、図書館から子ども読書の日について、資料5に基づきご報告いたします。

4月23日は子どもの読書活動の推進に関する法律に定められた「子ども読書の日」でございます。図書館では、平成30年度もその日に合わせ、さまざまな事業を行ってまいります。3月21日号の「広報ふちゅう」でお知らせいたしておりますが、まず1枚目の4月6日金曜日から5月13日日曜日まで、図書館全館で実施いたします読書キャンペーン「たびたびよんで本のたび 色・いろいろなおはなし」は、今回は色をテーマとし、色に関する絵本や物語を読み、本の世界を旅するというキャンペーンでございます。本の旅でございますので、各館でお配りいたします本の世界を旅するパスポートに、テーマの本を1冊読むと手づくりシールを1枚渡し、パスポートに貼っていくものでございます。

次に、2枚目の4月9日月曜日から始まります「絵本だいすき おはなしキャラバン」は、図書館以外の6会場にご協力いただき、1・2歳児と保護者の方を対象におはなしボランティアの方が絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたなどを行ってまいります。

次に、3枚目の4月22日日曜日に実施いたします「おはなしいっぱい会」は、3歳児以上のお子さんと保護者を対象におはなしボランティアと図書館職員による絵本の読み聞かせやお話の語り、ストーリーテリングなどを行ってまいります。

「たびたびよんで本のたび」と「おはなしいっぱい会」につきましては、各小学校を通じ児童の皆さんへも周知を行ってまいります。また、図書館は平成30年度から始まります第4期府中市子ども読書活動推進計画に基づき、今後ともさまざまな事業を通じ、子どもたちが本と出会い、楽しく本を読むことができるよう環境を整え、また情報発信やPRを行ってまいります。

以上でございます。

教育長（浅沼昭夫君） この件につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

那須委員、どうぞ。

委員（那須雅美君） 楽しい企画を考えていただいて、多くの子どもたちが本に触れてほしいと思うのですが、1点、このパスポートについて、とてもかわいくてシールを貼るのが大好きなので、子どもたちは喜ぶと思うのですが、実際に使うときに、半分に折ると、ちょうどシールを貼る面が左右の面にまたがるような折り方になってしまうので、そこは折り目を外したところにシールが貼れると良いと思いました。もし、これからもシールを貼って楽しんでもらうようなものがあれば、考慮していただければと思います。

図書館長補佐（青木眞輝君） ただいまご意見いただきまして、確かに半分のところに線が入ってシールが貼りづらいというところもございますので、改善させていただきたいと思っております。

教育長（浅沼昭夫君） もう印刷してしまったとか、準備して終わったとかということですか。次回から。まだですか。

図書館長補佐（青木眞輝君） まだ間に合うと思います。

教育長（浅沼昭夫君） では、これからご意見をご参考にしてということで、よろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告・連絡（５）について、了承いたします。

教育長報告

教育長（浅沼昭夫君） 日程第６、教育長報告に移ります。

活動状況につきましては、別紙の「平成３０年第３回教育委員会定例会教育委員会活動報告書」のとおりでございます。なお、この報告書は平成３０年２月１０日から平成３０年３月１６日までの活動内容となっております。

私から１件、ご報告させていただきます。次年度予定されております教科書採択につきまして、「子どもと教科書を考える府中の会」より、２０１９年度使用中学校道徳教科書採択に関する要請をいただきましたことをご報告いたします。教育委員の皆様へ情報提供させていただきます。

私からはほかに特段ございません。以上です。

教育委員報告

教育長（浅沼昭夫君） 続いて第７、教育委員の報告に移ります。活動状況については別紙のとおりとなります。最初に崎山委員、お願いいたします。

委員（崎山 弘君） ではまず、崎山より報告いたします。活動報告にも記載しましたが、３月１日に教育センターで開催された平成２９年度府中市学校保健会講演会について報告いたします。

「スマホが子どもに与える影響と対策～子どもたちのネット利用実態をふまえて～」というテーマで株式会社教育ネットの大笹いづみさんが講演されました。自分としては、子どもたちが利用しているネット事情について「既読スルー」など比較的知っているつもりでしたが、LINEでのなりすましによる手の込んだいじめの方法、特定の１人を除いて別の裏グループをつくるLINE外しなど、その手口を知っておかなければ相談されても間違った対応をしてしまう可能性もあると思える内容でした。

その後、実際にタブレットを使って参加してLINEの実習をしました。私は堀江次長とペアになって参加しましたが、講演だけではなく実際に手を動かすワークショップもあって子どもたちのスマホ事情がとてもよく理解できる講演会でした。

当日、その後、郷土の森の「梅まつり」にも行ってまいりました。既に盛りを過ぎた蠟梅もまだほのかに香りを残していましたが、太宰府天満宮からいただいた紅梅、白梅を始め、とてもよく手入れされた数多くの梅の花がきれいに咲いておりました。講演会も梅まつりも準備していただいた方のおかげでとても有意義に楽しめるひとときでありました。

以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

齋藤委員、お願いします。

委員（齋藤裕吉君） 今年度もまもなく終わりますが、振り返ってみますとさまざまなことがあったと思います。中でも「特別の教科 道徳」の教科書採択や、新しい学校給食センターの完成と市内全校への供用の開始など、府中市の教育の今後の進展に関わる重要な足場づくりが進んできた１年間であったように思います。その年間の大事なまとめの儀式の１

つとして、学校では卒業式があるわけですが、20日には私も中学校の卒業式に列席をして府中市教育委員会としての挨拶を申し述べてまいりましたので、そのときの感想を一言述べたいと思います。

私は府中第十中学校に参りました。式は簡素な中にも厳粛な雰囲気の中でとり行われ、子どもたちの門出にふさわしい立派な内容のものであったと思います。人は儀式によって人生の大事な節目を作り、変容を遂げていくものだと思いますけれども、学校の卒業式というものも子どもたちの成長にとって極めて意義のある儀式であると、改めて思うことのできる式でありました。

卒業証書授与の場面では、卒業証書を受け取る1人1人の卒業生の顔や表情から、それぞれの個性の一端を感じ取ることができました。そして、それぞれの将来がどのように広がっていくのだろうかといういろいろ想像しながらその姿を見守りました。

「教育は百年の計」などといわれることもありますが、教育の効果というものは長い時間をかけて醸成させて表れてくるものだと思います。子どもたちの幸せな生活と豊かな体験というものが、その後の自己実現への意欲と社会への参加意欲の形成につながっていくものと思っております。そのような幸せな学校生活と豊かな学びの体験を子どもたちに保障することが私たちの役目だと改めて考えながら、子どもたちの門出を見守った次第でございます。

以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

那須委員、お願いします。

委員（那須雅美君） 私からは、3月12日のオーストリアをイメージした給食の試食会についてご報告させていただきます。

ホストタウン交流事業として行われたものですが、大変おいしくいただきました。給食センターが発信しているツイッターでも、この献立を提供した日はほとんどの食缶がからになって返ってきたとあり、児童・生徒にも好評だったことがうかがえます。献立を考えるに当たり、実際に縁のあるオーストリア人の方に話を伺って料理の研究をし、国旗をイメージするゼリーをつくろうとデザート納入業者と打合せを重ねたとお聞きしました。

また、シュニッツェルとして仕上げるために、調理員さんが豚肉を薄くたたき伸ばし、細かにパン粉が必要なところ、粗いパン粉しかなかったためにミキサーでさらにひいたとの話も伺い、以前からこだわっている手づくり給食が新しい給食センターになっても変わっていないと実感できました。

また、細かなところですが、ポテトとベーコンのソテーというメニューがあったのですが、じゃがいもの火の入り具合が絶妙でした。火を入れ過ぎると柔らかくなり崩れ、かといって芯が残るようでは困るところですが、歯ごたえもあり、かつおいしくいただいたことに、大げさではなく感動いたしました。この献立に限らず日ごろから子どもたちのために知恵を絞り、心を込めて給食を提供してくださっている栄養士さん、調理員さん、給食センターの職員の方々に改めて感謝申し上げます。府中の給食のすばらしさを子どもたちや保護者により理解してもらえよう、新しい献立を提供できるまでの過程や実際調理するときの工夫など、学校には事前に伝えてその給食を食べる給食時間中に先生方にクラスで話

していただく、また「ランチタイム」に掲載して家庭にお知らせするなど、そういうことができればよいと思いました。

少し話は変わりますが、今回のこの給食の献立もそうですが、子どもたちに東京オリンピック・パラリンピックへの関心を持ってもらうきっかけとなったオリンピック・パラリンピックのマスコット決め。先月末にアのデザイン案に決定しましたが、私が市内の学校でオリンピック・パラリンピックのマスコットを決めるという3年生の学級活動を参観したときのことを少しお話をさせていただきます。

そのクラスでは、第一印象で選びたいマスコットの多数決を行い、意見を発表し合った後に再度、多数決でクラスとしての候補を決定するという流れでした。板書も司会も児童によって進められたその授業では、児童は積極的に発言し、反対意見にも耳を傾け、真剣に取り組んでいました。その証拠に第一印象では1票しか入らなかったデザイン案が、最終投票では人数を増やしたのです。先生は、討論中は進行上のわずかな指導をさせていただき、3年生になればこのような授業が成立することに感心いたしました。

クラスとして推薦するデザイン案が決定した後、先生は司会や板書役の児童に対するねぎらいと、クラスとしてさらによりよく討論を進める上での工夫の仕方、また、視点が良かった発言や少数派でもきちんと思いを伝える大切さなどについて話をされました。そして、授業の最後には児童に対し「これで君たちも2020年東京オリンピック・パラリンピックを支える一員になりました。2020年には君たちは6年生になります。そのときには学校を支えられる学年になってください」と話されました。すると児童は、「えー」という6年生になる期待と不安が入り混じったような歓声をあげていました。児童自身がオリンピック・パラリンピックを身近に感じられ、2020年まで思いを馳せることができるような先生の言葉がけがとてもすばらしいと感じました。

平昌オリンピック・パラリンピックでは、マスコットをメダリストが受け取る映像をたくさん目にしました。アのデザイン案を選んだ児童も、そうでない児童も、きっと自分たちが決定に関わったマスコットが東京の大会ではどんなふうに使われるのか、わくわくしていることと思います。先ほどのクラス担任の言葉がけや東京大会のマスコット決めのように、将来が確かに現在とつながっていることを、子どもたち自身が実感し、そしてその将来に夢を抱けるような教育が大切だと感じた授業でした。

以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

松田委員、お願いします。

委員（松田 努君） 先ほど齋藤委員からもありましたけれども、私からも卒業式の感想を少し述べたいと思います。明日も小学校の卒業式に参りますけれども、私は幼稚園の修了式と中学校の卒業式に参加させていただきました。

まず、3月16日、矢崎幼稚園の修了式に出席しました。事前に録音してある将来の夢を子どもたちが発表する音が出る中、修了証書をもろうときはみんな大きな声で、よく前に出ていました。また、お別れの言葉では長い言葉をしっかり覚えて、口を大きく開けて一生懸命発表しているところがとてもかわいらしかったです。

3月20日は四中の卒業式に出席しました。四中らしく非常に合唱の多い卒業式でした。

特に別れの言葉の中で歌う合唱は本当にすばらしく、感動しました。先ほどお話した幼稚園の子どもたちも9年後にはこんなに立派に成長するのだらうなど、改めて思いました。このようにすばらしい卒業式というのは一生の思い出の1つになり、まさに次へのステップに相応しいなど改めて感じました。

以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございました。

それでは、これで平成30年第3回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時47分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

平成30年7月19日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

松田 努